

Q44. 介護保険について教えてください。

A. 介護保険とは

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営されています。40歳以上の人全員が被保険者（加入者）として保険料を負担し、原則として65歳以上で（40歳～64歳では特定疾病により）介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払い（原則1割）サービスを利用することができます。

介護サービスを受けるための手続方法

- ① 要介護（要支援）認定の申請をします・・・申請書と介護保険被保険者証などが必要です。市町村によって申請書を置いている所や申請受付窓口が異なりますので、お住まいの市・区役所の介護保険窓口にお問い合わせしましょう。ちなみに西宮市の場合は「介護保険グループ」、芦屋市の場合は「高齢者生活支援センター（地域包括支援センター）」に電話などで相談します。
- ② 認定調査が行われます・・・「訪問調査」と「主治医の意見書」で行われます。

訪問調査は、調査員が自宅などを訪問し、心身の状況などについて聞き取り調査をします。透析患者さんは、透析日と透析日でない日との体調に差があります。調査時には透析日の状態についても話されるとよいでしょう。

主治医の意見書は、あらかじめ主治医に意見書記入の了解をもらって下さい。申請書に主治医の氏名を記入しておきます。市からその主治医に意見書の書類が送付されます。
- ③ 審査・判定されます・・・コンピューター判定の結果と特記事項、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で判定されます。
- ④ 認定結果が通知されます・・・区分は要支援1・要支援2・要介護1～5の7段階です。「非該当」の判定では、介護サービスは利用できませんが、地域支援事業の介護予防事業は利用できます。地域包括支援センターに相談しましょう。
- ⑤ ケアプランの作成を依頼します・・・要支援の場合は「地域包括支援センター」に、要介護の場合は「居宅介護支援事業者」に依頼してケアプランを作成します。
- ⑥ 介護サービスの利用開始
ケアプランに基づいて在宅や施設で保険・医療・福祉の総合的なサービスを利用します。

介護保険で利用できるサービスの種類

1. 在宅サービス

* 訪問を受けて利用するサービス

訪問介護・訪問入浴介護・訪問リハビリテーション・訪問看護・居宅療養管理指導

* 施設に通って受けるサービス

通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション（デイケア）

- * 施設に入所して受けるサービス
 - ショートステイ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- * 福祉用具を整備するサービス
 - 福祉用具貸与・特定福祉用具販売
- * 住宅環境を整備するサービス
 - 住宅改修費支給
- 2. 施設サービス（要介護認定の人のみ）
 - 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
 - 介護老人保健施設（老人保健施設）
 - 介護療養型医療施設（療養病床等）
- 3. 地域密着型サービス
 - * 多機能なサービス
 - 小規模多機能型居宅介護・複合型サービス
 - * 認知症高齢者を対象としたサービス
 - 認知症対応型通所介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
 - * 夜間の訪問介護
 - 夜間対応型訪問介護
 - * 24時間対応の訪問サービス
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

主な在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	状態の目安	支給限度額
要支援 1	日常生活はほぼ自分で出来るが、現状を改善し要介護状態予防のために少し支援が必要	49,700円
要支援 2	日常生活に支援が必要だが、それにより要介護に至らず改善する可能性が高い	104,000円
要介護 1	立ちあがりや歩行が不安定。排泄・入浴などに部分的介助が必要	165,800円
要介護 2	立ちあがりや歩行などが自力では困難。排泄・入浴などに一部または全介助が必要	194,800円
要介護 3	立ちあがりや歩行などが自力ではできない。排泄・入浴・衣服の着脱など全面的な介助が必要	267,500円
要介護 4	日常生活能力の低下がみられ、排泄・入浴・衣服の着脱など全般に全面的な介助が必要	306,000円
要介護 5	日常生活全般について全面的な介助が必要。意志の伝達も困難	358,300円

（平成24年現在 金額は西宮市・芦屋市・神戸市などの場合）

- * 在宅サービスには要介護状態区分別に保険から給付される支給限度額が決められています。その範囲内で利用できるようにプランを作ります。そして原則としてそのサービスにかかった費用の1割を利用者が負担することになります。
- * 施設サービスでは、サービス費用の1割、居住費、食費日常生活費が負担となります。利用者負担が高額になったとき、1か月の利用者負担の上限がありますので、申請をして認められた場合は高額介護サービス費の支給があります。また、介護保険と医療保険の利用を合算して高額になったとき、高額医療・高額介護合算制度もあります。

社会福祉士